

議案第七十八号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の改正規定中「含む。以下この項」の下に「において」を加え、「この項、第十九条及び第三十六条第三項」を削る。

第三十五条第三項の改正規定中「「除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第三十六条第三項の改正規定中「を除外」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除外」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除外。）」に改める。

第五十条の改正規定中「第十一条中「教育・保育給付認定子ども」及び「この節において同じ。」の下に「について」を加え、「教育・保育」を「特定教育・保育」に、「地域型保育」と、「を」を「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「に改め、「この項、第十九条及び第三十六条第三項」を削り、「及び第十九条」の下に「において」を加え、「特定教育・保育提供証明書」を「特定教育・保育提供証明書」に、「特定地域型保育提供証明書」を「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第五十一条第三項の改正規定中「第五十条」を「前条」に改め、「次条第三項において同じ。」を削り、「までを含む。」の下に「次条第三項において同じ。」を加え、「第五十二条第一項」を「次条第一項」に改める。

第五十二条第三項の改正規定中「特定満三歳未満保育認定子ども」を「特定満三歳以上保育認定子ども」に改め、「及び満三歳以上保育認定子ども」の下に「（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第八号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。